

**「令和3年度介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修」
小テスト 問題文**

問題の記述（内容）について、正しければ○、誤っていれば×を選択してください。

※「令和3年度介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成研修」の受講者は、メールでお送りした回答フォームからご回答ください。

問 題	
問 1	豊島区の総合事業では、フレイル状態にある高齢者に早い段階でサービスを利用してもらうことで身体機能を回復・向上させ、ちょっと前までできていた日常生活を取り戻してもらうことで、引き続き、住み慣れた地域で自立した生活が送れるようになることを目指している。
問 2	令和3年度の豊島区の介護予防ケアマネジメントの類型は、「ケアマネジメント A」と「ケアマネジメント C」の2類型である。
問 3	令和3年度から、利用者の身体機能を回復・向上させ自立した日常生活を送れるようになることを目的として、個別の運動指導などを提供するリハビリ特化型の通所型サービス「としまリハビリ通所サービス（A8）」が新設された。
問 4	「つながるサロン（通所型サービス B）」は、体操やヨガ、脳トレ、手芸・園芸、健康麻雀、アロマセラピー、ネイルなど趣味活動を楽しみながら介護予防に取り組める高齢者向けの通いの場である。外出機会の創出など高齢者の社会的自立を支える地域資源としても貴重な場となっており、令和4年1月現在、区内で14団体が登録されている。
問 5	「暫定（予防）ケアプラン作成の運用方法の変更について（令和3年3月16日通知）」に沿ってプランを作成し、結果が要支援であった場合には介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントで使用する様式を本プランとする。
問 6	令和3年度からは、暫定（予防）ケアプランを作成する場合、要支援または要介護のどちらかの状態であるかを予め判断して届出書を提出する必要がある。
問 7	委託を受けていたプランを作成する必要がなくなった時（委託終了時）には、居宅介護支援事業所が業務で作成したすべての帳票原本は速やかに高齢者総合相談センターに返却しなければならない。
問 8	利用者が初めて通所型サービスを利用する際には、利用者意向調査（高齢者向けのアンケート）と所定の書類を事前に高齢者総合相談センターに提出し、高齢者福祉課で実施する「通所型サービス検討会」の検討結果を参考にして最終的なサービス選定を行う。
問 9	豊島区独自様式の「モニタリング・評価表」には短期目標が記載できないため、「すこやか生活プラン」とセットで使用する必要がある。そのため、都様式のプランを使用する場合には「モニタリング・評価表」を評価表として使用できない。
問 10	令和2年度に、高齢者総合相談センターへの毎月の利用実績の提出期限は、原則として毎月5日までと変更された。